

3 会 監 第 166 号

令和 4 年 3 月 28 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 菅 井 隆 雄

会津若松市監査委員 目 黒 章三郎

定期監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

2 監査対象所属

- (1) 市民部（湊市民センター、大戸市民センター、北市民センター、南市民センター、一箕市民センター、東市民センター）
- (2) 観光商工部（観光課、商工課、企業立地課）
- (3) 会計課
- (4) 議会事務局
- (5) 教育委員会（教育総務課、教育総務課あいづっこ育成推進室、学校教育課、学校教育課学校保健給食室、文化課、スポーツ推進課、生涯学習総合センター、北公民館、南公民館、大戸公民館、一箕公民館、東公民館、湊公民館、北会津公民館、河東公民館）

- (6) 監査事務局
- (7) 農業委員会事務局
- (8) 上下水道局（総務課、経営企画課、上水道施設課、下水道施設課）

3 監査対象期間

令和2年度事務執行分

4 監査対象事項（一部抽出）

- (1) 行政評価の対象とされた事業及びその他予算計上事業
- (2) 議会（予算決算委員会等）で議論となった予算計上事業
- (3) 上記(1)に関する工事
- (4) その他監査委員が必要と認めるもの

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第1節 財務事務監査の着眼点」、「第2節 経営に係る事業管理監査の着眼点」、「第4節 工事監査等の着眼点」等に基づき、財務事務の正確性及び合規性、経営に係る管理の経済性、効率性及び有効性、工事の適正性等について、監査を実施した。

6 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査によりさらなる調査、精査を必要とする調査事項を選定したうえで、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 令和3年10月25日から令和4年2月3日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 令和4年2月4日及び同年2月9日

8 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、さらなる事務執行の適正を期し、次のとおり所見を述べる。

なお、事務処理上改善または留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

(1) 所見

下記のとおり所見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○観光産業再活性化推進事業委託について（観光課）

当該業務委託については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内観光産業の再活性化を図るため、緊急経済対策事業として実施されたものである。委託の形態としては、関連する業務を3つに分け、一般財団法人会津若松観光ビューロー（以下「観光ビューロー」という。）に委託しており、令和2年度の委託料の総額は、3つの業務を合わせ約1億3千万円の高額な業務委託となっている。これらの業務委託の見積徴取の手続きにおいて、以下のとおり不明瞭な取扱が散

見された。

所管課は、それぞれの見積徴取起案において業務委託設計書及び委託費内訳書を作成しているが、3つの委託費内訳書の事業費内訳において、数量・単位に「一式」とのみ記載されて設計金額が記されたもの、また、その一部には参考見積書の添付もなく、所管課が具体的にどのような方法で積算を行ったのか明確ではなかったものも存在した。

このことに関し、対面監査を行ったところ、所管課からは、「いずれも、市による積算が困難であったことから、当該業務の受託が可能な事業者である観光ビューローの積算を参考として、業務委託設計書を作成した。」また、一部の業務に参考見積書の添付がなかったことについては、「観光ビューローとの間で、個々の見積をデータ上でのやり取りにより設計を行ったが、書面による参考見積書の添付を失念した。今後については、参考見積書を徴取し、事業内容を精査した上で事業費の積算・設計に努めたい。」との回答があった。

これについて所管課としては、初めから一者による随意契約を想定していたものであり、「いずれも、市による積算が困難」との理由から、観光ビューローが提示した金額を精査も行わないまま用いて業務委託設計書を作成しており、所管課自らが業務内容に基づく事業費の積算を行う必要があったこと、さらには、このような業務委託の方法では所管課としてのチェック機能が全く果たされていないのではないかという点が問題となったものである。

本来であれば、委託契約の目的に応じて、市自ら参考見積書を徴取し、事業費の積上げにより全体の委託料を設計していくことが基本であることは改めて言うまでもない。

今回の場合は、緊急経済対策事業として多岐にわたる事業を迅速かつ広範囲に実施しなければならなかったという事情はあったにせよ、所管課としては、より主導的な立場で、業務内容の精査や事業費の積算・設計を行うべきであったと考える。

今後は、委託契約の目的に沿った業務内容の精査及び調整を行ったうえで、相手方に対する適切な見積条件の明示に努められたい。また、相手方から徴取した参考見積書については、個々の事業費が業務内容に適合したものとなっているかなどの検証を行いながら、市として業務委託設計書を適切に作成するよう取り組まれたい。

○会津若松市文化財保存活用地域計画作成支援業務委託について（文化課）

当該業務委託については、プロポーザル方式により委託事業者を選定しているが、プロポーザルの手続き及び契約において、以下のとおり不適切な事実が確認された。

1点目は、プロポーザル参加事業者（以下「A社」という。）の参加資格に関する事項、2点目は、当該業務受託者（以下「B社」という。）への業務発注のあり方等に関する事項である。

まず1点目についてである。

市は、プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）の中で参加意向申出書（以下「申出書」という。）の提出期限を定めているが、A社からの申出書が提出期限を過ぎて提出されたにもかかわらず、所管課において申出書の受付行為がなされ、プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）での審査に参加させていたことが判明したものである。

その内容については、募集要項において、申出書の受付期日を「令和2年5月14日 17時15分必着」と定めているが、A社からのFAX受信記録では、市がFAXを受信したのは「令和2年5月14日 21時01分」であり、A社からのFAX送信表にも、「遅い時間になってしまい大変申し訳ありません。」との記載があり、A社自ら提出した時刻が「遅い」時刻であったことを認識している。

所管課においては、この申出書を提出期限の翌日である「令和2年5月15日」に收受し、所属長が確認印を押印していた。

このことに関し、対面監査で事実確認を行ったところ、所管課からは、「受付時刻を過ぎた申出書については、5月14日中であればよい、と誤認受領し、受付印も5月14日とすべきものを、誤って5月15日としてしまった。事務処理自体は翌日に行った。以後、十分に確認したい。」との回答があっ

た。

ここで問題となるのは、募集要項に申出書の提出期限を「令和2年5月14日 17時15分必着」と厳格に明記し、ホームページ等で公表していたにもかかわらず、提出期限を過ぎた申出書を受理し、その後の手続きにおいても、A社の提案を選考委員会での審査に付してしまったことである。

本来であれば、プロポーザル実施要綱（以下「実施要綱」という。）第16条の規定に基づき、所管課は提出期限を過ぎて申出書を提出したA社に対し、受理しない旨の「連絡」及び「通知」を速やかに行うべきであった。

このような所管課の認識不足及び手続きの誤りにより、A社も含めた9者が選考委員会での審査に参加し、その後の手続きが進められていたものである。

審査の結果、A社は選定に至ってはいないものの、審査結果報告書によると、個別の評価項目においてはA社が高評価を得た項目もあり、選考委員の採点次第では、A社が選定される可能性がなかったとは言い切れない。

A社が提出期限後に申出書を提出したという実態に基づき、所管課が実施要綱に沿った適切な審査手続きを進めていればA社は選考委員会での審査に参加しておらず、この提案に関してA社及び選考委員が審査に係る時間や労力を費やすことはなかった。

プロポーザル選考において、提出期限の厳守は公平性・競争性担保のための前提条件であり、所管課において基本的な

認識が欠けていたこと、さらには市のプロポーザル選考に対する信頼性を損なったことは誠に遺憾である。

今回の反省を踏まえ、所管課からは、担当者一人に事務を任せることなく、複数の職員が関わりながら、所属全体で業務を進めていくとの改善策が示された。

確かに担当レベルの業務を複数の職員でチェックすることは必要ではあるが、特にプロポーザルの審査の準備・手続きにおいては、比較的短時間でより正確かつ適切な事務の遂行が求められる。担当者の責務は言うまでもないが、所属長及びグループリーダーの管理・監督責任がより重視されるものとする。

所管課においては、業務の特性に応じた執行方法や管理・監督責任のあり方について早急に検討のうえ、今後の業務遂行体制の整備に努められたい。

次に2点目についてである。

市は、契約の受託者であるB社からの最終的な成果品が届いていないにもかかわらず、B社に対して委託料の支払いを行ったこと、さらには業務発注のあり方についてである。

本業務委託の契約期間は、令和2年6月23日から令和3年3月12日までとなっている。市は、令和3年3月12日にB社から委託業務完了届を受領後、同日付けで検収、3月22日にB社に対する委託料の支払手続きを行い、3月31日には委託料の支払いを完了しているが、4月1日にB社から成果品の

修正データを受領していたことが判明したものである。

このことに関し、対面監査で事実確認を行ったところ、「成果品のデータ修正内容は、文化財の『件数』についてである。受託者の挙げた件数が仕様書に基づく調査件数であることは検収で確認したが、そこには市の手持ちデータの件数が反映されていなかったため、受託者に市が挙げたデータとの一体化を新たに依頼した。成果品自体は仕様を満たすものであったため、支払いについては、委託内容に直接影響がないものと判断して手続きを進めた。」また、その後のデータ修正業務に関しては、「成果品の提出後に市で行うべき作業をB社に依頼してしまった。」との回答があった。

ここで問題となるのは、成果品の提出後にB社に依頼した業務については、もともと所管課で行うべき作業であるとの認識であったが、仕様のない業務をB社に指示し行わせたこと、さらには仕様を確定させる際に、このデータの追加を当初から仕様書に加えておくべきものではなかったのか、または、契約期間内であれば変更契約を締結すべきではなかったのかという点である。

本来であれば、委託契約の業務内容については、発注者・受注者相互に誤解が生じることのないよう、契約書及び仕様書の中で明文化しておかなければならない基本的な事項である。

所管課においては、契約書及び仕様書の業務内容が委託契約の目的に沿ったものとなっているのかの確認はもとより、

契約後に発注者・受注者間で疑義が生じることをないように記載内容の明確化に努められたい。また、契約期間内に変更事由が生じた場合は、変更契約の手続きを適切に執ることを求めたい。

なお、今回は、業務量の多寡は別として一部仕様のない業務を追加していることから、受注者への適切な対応を行うよう留意されたい。

今般、一般委託業務に係るプロポーザル制度については、契約検査課において、令和4年2月3日付けで実施要綱及び実施要綱に基づく契約事務の手引きの改正を庁内通知している。今回の制度改正により、年々増加しているプロポーザル方式による事業者選定が適切に行われ、より事業効果が高まる制度として運用が図られることを期待するものである。